

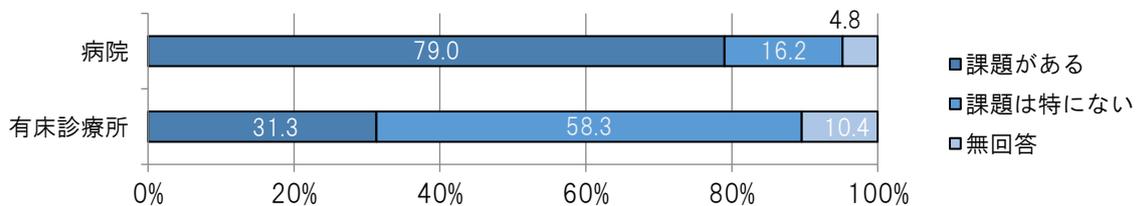
医療従事者の勤務環境改善対策

第1 現状と課題

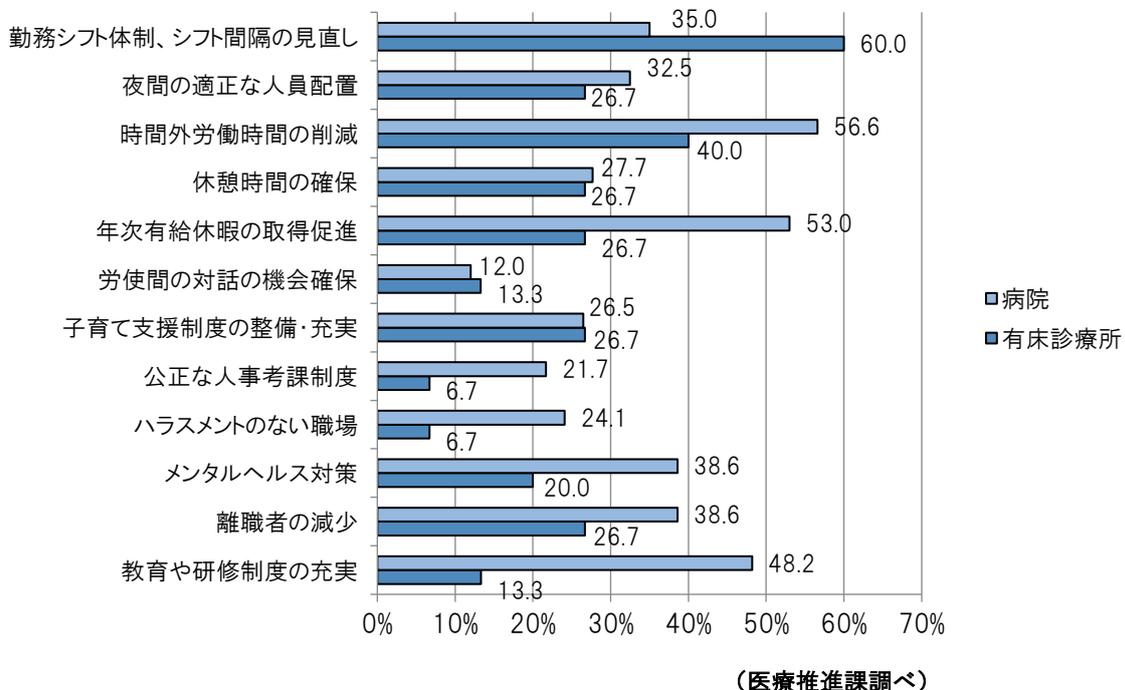
1 医療従事者の勤務環境改善に関する動き

- 医師、看護師等の確保対策、離職防止のため、医療機関では、院内保育所の整備等、医療従事者の勤務環境改善に向けた様々な取組が行われていますが、時間外労働時間の削減、有給休暇の取得促進など勤務環境に関する課題は多く、働きやすい環境の整備が求められています。
- 平成26年10月の医療法改正により、①病院又は診療所の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善等への取組に努めること、②国は医療機関の取組に関する指針を策定すること、③都道府県は医療機関の勤務環境改善を促進するための支援を行うことが位置付けられました。

【表1】県内の勤務環境改善に関する課題の有無（平成27年度）



【表2】県内の勤務環境改善に関する課題の具体的内容（複数回答）（平成27年度）



2 医療勤務環境改善支援センターの設置

- 本県では、平成26年の医療法改正を受け、平成28年（2016年）2月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、国が定める「勤務環境改善マネジメントシステム（※）」に基づき、PDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対し、ア

ドバイザーによる総合的・専門的な支援を行っています。

※「勤務環境改善マネジメントシステム」

各医療機関が、医師、看護職、薬剤師、事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善を促進するための仕組み

長野県医療勤務環境改善支援センター

長野県では、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として「長野県医療勤務環境改善支援センター」を開設し、以下の2つの窓口を設置して相談を受け付けております

【医業経営及び看護職に関する相談窓口】

場所：長野県健康福祉部医療推進課内（長野市大字南長野字幅下 692-2）

電話：026-235-7145 FAX：026-223-7106

E-mail：iryokinmukankyo@pref.nagano.lg.jp

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～12時00分、13時00分～17時15分
（祝祭日、年末年始を除く。）

【医療労務管理に関する相談窓口】

場所：長野県社会保険労務士会事務局内

（長野市中御所字岡田 131 番地 JA ながの会館3階）

電話：026-267-6200

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

第2 施策の展開

- 医療勤務環境改善支援センターにおいて、医業経営や医療労務管理に関する相談や医療機関への戸別訪問による助言を行うとともに、セミナーや研修会の開催により、医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入を促進していきます。
- 医療勤務環境改善支援センターの運営に当たっては、関係する機関・団体等で構成する医療勤務環境改善支援センター運営協議会を設置し、センターの運営方針や業務内容に関する協議を行います。
- 医療従事者の離職防止に向け、引き続き、院内保育所の運営や施設整備等、病院が実施する勤務環境改善への取組を支援します。